

大分県報

平成三十一年
号外（一〇）
三月十四日

（木曜日）

目次

規則

大分県会計規則の一部改正……………一

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正……………一

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………一

警察本部訓令

大分県警察公印管理規程の一部改正……………三

被疑者取調べの監督に関する規程の一部改正……………三

大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………六

大分県警察事務決裁規程等の一部改正……………一一

大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令の一部改正……………一一

規則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四の警察本部の項中「隊」を「隊、室」に、「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改め、「生活環境課長」の下に、「サイバー犯罪対策課長」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十四日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の警察本部の部の本部の項中「監察官（公安職八級の職にある者又は公安職七級のうち人事委員会が指定する職にある者）」の下に、「特殊詐欺・窃盗犯罪抑止対策官」を加え、「特捜隊長」を「特別捜査隊長」に改め、同部の警察署の項中「地域官、交通官」を「地域交通官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月14日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第一号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表の生活安全部の項中
「少年課」を「人身安全・少年課」に改め
「生活環境課」を「生活環境課」に改め
「サイバー犯罪対策課」を加える。

第3条第3項の表の生活安全企画課の項中「許可等事務管理室」を「許可等事務管理室」に改める。

第3条第3項の表の生活環境課の項を削る。

第3条第3項の表の刑事企画課の項中「捜査支援室」を「機動捜査隊」に改め、同表の捜査第一課の項中「機動捜査隊 検視官室」を「検視官室」に改める。

第4条の表の交通機動隊の項を削る。

第5条の表の監察官の項の次に次のように加える。

特殊詐欺・窃盗犯罪抑止対策官	生活安全企画課 警官	警視の階級にある警官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
----------------	------------	------------	---------------------

第5条の表の広域捜査官の項中「捜査第一課」を「刑事企画課及び捜査第一課」に改め、同表の犯罪被害者支援官の項の次に次のように加える。

特別捜査隊長	捜査第一課 警官	警視の階級にある警官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
--------	----------	------------	---------------------

第5条の表の交通事故事件捜査統括官の項の次に次のように加える。

暴走族対策官	交通指導課 警官	警視の階級にある警官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
--------	----------	------------	---------------------

第5条の表の被害者連絡調整官の項の次に次のように加える。

通告官	交通反則通告センター	警視の階級にある警官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
-----	------------	------------	---------------------

第5条の表の隊長の項中「、交通機動隊」を削る。

第14条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号中「生活環境課」を「人身安全・少年課及び生活環境課」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化

学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関する事。

第14条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第15条中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域警察の運営に関する企画及び調整に関する事。

第15条の2を次のように改める。

(人身安全・少年課の分掌事務)

第15条の2 人身安全・少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。
 - (3) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対策に関する事。
 - (4) 子供と女性を対象とする性犯罪等の予防に関する事。
 - (5) 児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の防止に関する事。
 - (6) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。
 - (7) 少年非行の防止に関する企画及び調査に関する事。
 - (8) 少年に係る事件の捜査及び調査に関する事。
 - (9) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
 - (10) 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
 - (11) 少年の輔導及び少年相談に関する事。
 - (12) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。
 - (13) 青少年の健全な育成に関する条例（昭和41年大分県条例第40号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関する事。
 - (14) 少年警察ボランティアに関する事。
 - (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の取締りに関する事。
 - (16) 犯罪被害者支援（他の課及び隊の所掌に係るものを除く。）に関する事。
- 第16条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、同条第11号中「、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等」に関する

法律違反」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第12号を第10号とし、第13号から第17号までを削り、第18号を第11号とする。

第16条の2中第8号を削り、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(12) 機動捜査に関すること。

第16条の2を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

(サイバー犯罪対策課の分掌事務)

第16条の2 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (5) 犯罪の取締りのための情報通信技術に関すること。
- (6) 犯罪被害者支援（他の課及び隊の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (7) サイバーセキュリティに係る企画及び調整に関すること。

第17条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第33条の3及び第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条を第36条とし、同条の次に次の1条を加える。

(機動捜査隊の分掌事務)

第37条 機動捜査隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 殺人、強盗等の初動捜査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関すること。
- (3) 指令、急訴等に基づく事件及び事故の初動措置に関すること。

第37条の2中「次に掲げる事務」を「犯罪捜査の支援に関する事務」に改め、同条各号を削る。

第37条の2の次に次の1条を加える。

(通訳センターの分掌事務)

第37条の3 通訳センターにおいては、通訳及び翻訳に関する事務をつかさどる。

第38条の2及び第38条の3を削り、第38条の4を第38条の2とする。

第50条第1項第3号中「、杵築日出警察署」を削り、「、日田警察署及び佐伯警察署」を「及び日田警察署」に改め、同項第4号中「大分南警察署」の次に「、杵築日出警察署」

を、「豊後高田警察署」の次に「、佐伯警察署」を加える。

第54条第1項中「地域官、刑事官及び交通官」を「地域交通官及び刑事官」に、「地域官及び交通官」を「地域交通官」に改め、「及び中津警察署」を削り、「刑事官を、」の次に「中津警察署及び」を加え、同条第2項中「地域官、」を「地域交通官及び」に改め、「及び交通官」を削り、同条第4項中「地域官」を「地域交通官」に改め、「地域警察」の次に「及び交通警察」を加え、同条第6項を削る。

第55条第1項中「係に」を「係及び班に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)
- 2 傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年大分県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
第2号中「交通官」を「地域交通官」に改める。

○ 訓 令

大分県警察本部訓令第1号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第2号

警 察 本 部

警 察 学 校
警 察 署

被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

大分県警察本部長 石川 泰三

第3条第1項中「、地域官若しくは交通官」を「若しくは地域交通官」に改める。
第1号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成31年3月14日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第3号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

大分県警察本部長 石川 泰三

第2条第1項の表の少年課の項中「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。

第3条第1項の表の生活安全企画課の項を次のように改める。

生活安全企画課	管理係、企画係、指導係
安全・安心まちづくり推進室	安全・安心まちづくり推進係
許可等事務管理室	警備業・探偵業係、営業係、保安係、支援・指導係

第3条第1項の表の少年課の項及び生活環境課の項を次のように改める。

人身安全・少年課	管理係、企画・指導係、児童虐待対策係、ストーカー・DV対策係、保護・行方不明係、子供・女性支援係、少年事件特別捜査班、犯罪被害者支援係、サポーターセンター係
生活環境課	管理係、企画・指導係、犯罪被害者支援係、生活環境事件特別捜査班

第3条第1項の表の生活環境課の項の次に次のように改める。

サイバー犯罪対策課	管理係、企画・指導・サイバーセキュリティ係、犯罪被害者支援係、サイバー犯罪特別捜査班、技術支援班
-----------	--

第3条第1項の刑事企画課の項及び捜査第一課の項を次のように改める。

刑事企画課	管理係、企画係、指導係、犯罪統計係、手配・共助係、公判対応係、犯罪被害者支援係、取調べ指導係、通信傍受指導係
機動捜査隊	機動捜査班、広域機動捜査班

捜査支援室	情報分析係
通訳センター	通訳センター係
刑事研修所	研修係
捜査第一課	管理係、盗犯・手口係、強行犯係、火災専門捜査係、性犯罪捜査係、犯罪被害者支援係、特殊犯特別捜査班、強行犯特別捜査班、性犯罪特別捜査班、窃盗犯特別捜査班
検視官室	検視係

第3条第1項の表の捜査第二課の項中「告訴・告発特捜班」を「告訴・告発事件特別捜査班」に、「企業・経済犯罪特捜班」を「企業・経済犯罪特別捜査班」に、「知能犯特捜班」を「知能犯特別捜査班」に、「特殊詐欺特捜班」を「特殊詐欺事件特別捜査班」に改め、同表の組織犯罪対策課の項中「薬物・銃器・組織犯罪対策係」を「薬物・銃器犯罪対策係」に、「組織犯罪特捜班」を「組織犯罪特別捜査班」に改め、同表の交通指導課の項中「交通事件特捜班」を「交通事件特別捜査班」に改め、同表の運転免許課の項中「講習係」の次に「、運転適性相談係」を加え、同表の警備第一課の項中「銃器特捜班」を「銃器特別捜査班」に改める。

第4条第1項の表を次のように改める。

職	組織	職	種	職務
参事官	警務部	警	視	(1) 重要施策に関すること。 (2) 警察運営に係る企画及び重要課題に関すること。 (3) 警察予算の編成及び警察施設の整備に関すること。
参事官	生活安全部	警	視	(1) 生活安全部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 地域警察に関すること。 (3) 人身安全総合対策に係る生活安全部及び刑事部の調整に関すること。 (4) 生活安全部の所掌に係る特異重要事件に関すること。
参事官	刑事部	警	視	(1) 刑事部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 組織犯罪対策課の所掌に係る犯罪の取締

				りに関すること。 (3) (2)の捜査に係る刑事部、生活安全部及び警備部の調整に関すること。 (4) 特殊詐欺等抑止対策に係る刑事部及び生活安全部の調整に関すること。 (5) 刑事部の所掌に係る特異重要事件に関すること。					
参事官	交通部	警備部	警視	(1) 交通部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 交通部の所掌に係る特異重要事件に関すること。					
参事官	警備部	警視		(1) 警備部の運営に関する企画及び重要課題に関すること。 (2) 重要な警備及び警備に関すること。 (3) 大規模警備実施に関すること。 (4) 突発重大事案に関すること。 (5) 警備部の所掌に係る特異重要事件に関すること。					
参事監	警務部	警務部	警務部	会計課、厚生課及び情報管理課の分掌事務のうち重要事項に関すること。 (1) 警務部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
参事	生活安全部	事務職員		(1) 生活安全部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
参事	刑事部	事務職員		(1) 刑事部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					

参事	交通部	事務職員	警視	(1) 交通部の予算に係る企画及び調整に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
広報官	広報課	警視		(1) 広報及び広聴に関すること。 (2) 警察安全相談に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
参事	会計課	事務職員		(1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
組織管理監	警務課	警視		(1) 重要施策及び重要課題の企画に関すること。 (2) 組織及び定員の管理に関すること。 (3) 警察施設及び警察予算に係る重要施策に関すること。					
主席師範	教養課	事務職員		(1) 術科教養の企画、指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
師範	教養課	事務職員		(1) 術科教養の指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
術科指導官	教養課	警備部		(1) 術科教養の指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					
監察官	監察課	警視及び警備部に事務職員		(1) 監察に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。					

交通制御官	交通制御センター	技術職員	と。 (1) 交通制御の企画、調査及び管理に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
聴聞官	運転免許課	警視	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づく聴聞及び意見の聴取に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
講習指導官	運転免許課	警視	(1) 運転免許に係る講習の実施に関する調査、研究、企画及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	運転免許課	事務職員	(1) 運転免許センターの施設管理及び運営に関すること。 (2) 運転免許に係る契約に関すること。 (3) その他上司の命を受けた事務に関すること。
警備事件捜査指導官	警備第一課	警部	(1) 警備事件に係る捜査技術及び捜査関係法令の研究及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
警備警護官	警備第二課	警視	(1) 警備及び警護の企画及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
災害対策官	警備第二課	警視	(1) 災害警備に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。

第4条第2項を削る。
別表のCの項中「、杵築日出警察署」を削り、「、日田警察署及び佐伯警察署」を「及び

日田警察署」に改め、同表のDの項中「大分南警察署」の次に「、杵築日出警察署」を、「豊後高田警察署」の次に「、佐伯警察署」を加える。
別表の1の表の総務課の部を次のように改める。

総務課	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係	○	○	○	
	留置管理係				
	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係、会計係				○

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成31年3月14日から施行する。
(警察官の服制に関する規程の一部改正)
- 警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。
第13条第1号中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、「生活環境課」の次に「サイバー犯罪対策課」を加える。
(大分県警察文書管理規程の一部改正)
- 大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の表中「少年課」を「少年」を「人身安全・少年課」に改め、「刑事企画課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。
「サイバー犯罪対策課」を「サイバー犯罪対策課」に改める。
- （行方不明者発見活動に関する規程の一部改正）
4 行方不明者発見活動に関する規程（平成22年大分県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「生活安全部生活安全企画課長」を「生活安全部人身安全・少年課長」に、「生活安全企画課長」を「人身安全・少年課長」に改め、第7条第3項、第14条第3項、第15条第3項、第17条第2項及び第20条第2項中「生活安全企画課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

(大分県警察の緊急配備に関する訓令の一部改正)
5 大分県警察の緊急配備に関する訓令(昭和63年大分県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「刑事部捜査第一課機動捜査隊員」を「刑事部刑事企画課機動捜査隊員」に改める。

(大分県警察少年警察活動規程の一部改正)

6 大分県警察少年警察活動規程(平成14年大分県警察本部訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。

第5条中「生活安全部少年課」を「生活安全部人身安全・少年課」に、「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。

第7条第1項中「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。

第9条第1項中「生活安全部少年課長」を「生活安全部人身安全・少年課長」に、「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改め、同条第4項中「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

第13条中「少年課に」を「人身安全・少年課に」に改め、同条第5号中「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

第14条第1項及び第3項中「少年課」を「人身安全・少年課」に改める。

第16条第3項、第22条第1項から第4項まで、第75条第2項及び第80条第2項中「少年課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

大分県警察本部訓令第4号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察事務決裁規程(平成21年大分県警察本部訓令第19号)等の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

大分県警察本部長 石川 泰三

(大分県警察事務決裁規程の一部改正)

第1条 大分県警察事務決裁規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域官、」を「地域交通官若しくは」に改め、「若しくは交通官」を削る。

第3条第1項中「地域官、」を「地域交通官及び」に改め、「及び交通官」を削る。
第6条第1項の表の警察署の項中「地域官」を「地域交通官」に改め、「交通官」を削る。

(大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正)

第2条 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程(平成28年大分県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の警視の項中「警視の階級にある監察官」を「警視の階級にある監察官
特殊詐欺・窃盗犯罪抑止対策

に、「特捜隊長」を「特別捜査隊長」に、「地域官」を「地域交通官」に改め、「交通官」を削る。

(大分県警察における人事評価に関する規程の一部改正)

第3条 大分県警察における人事評価に関する規程(平成28年大分県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1の警察署の項及び別表第2の警察署の項中「地域官、」を「地域交通官又は」に改め、「又は交通官」を削る。

附 則

この訓令は、平成31年3月14日から施行する。

大分県警察本部訓令第6号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における交通機動隊の運用に関する訓令(平成19年大分県警察本部訓令第31号)の一部を次のように改正する。

平成31年3月14日

大分県警察本部長 石川 泰三

第3条を次のように改める。

(隊の位置及び活動区域)

第3条 交機隊の位置及び活動区域は、次の表のとおりとする。

位置	活動区域
大分市大字松岡	県下各警察署の管轄区域

平成三十一年三月十四日

大分県報号外（警察本部訓令）

一一

第4条第1項中「隊長」を「交通部交通機動隊長（以下「隊長」という。）」に改める。
別表を削る。

附 則

この訓令は、平成31年3月14日から施行する。